

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支給に関する規定

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人リフテ（以下、「法人」という。）の賃金規程に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護処遇改善臨時特例交付金（以下、「処遇改善臨時特例交付金」という。）に基づき、法人の職員等に対して処遇改善臨時特例交付金手当（以下、「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

第2条（支給対象者）

法人の正職員又は臨時職員（週35時間以上の労働時間を超える常勤及びそれを下回る非常勤職員問わず）、処遇改善臨時特例交付金の支給対象の福祉職員を対象とする。

第3条（支給額）

処遇改善臨時特例交付金手当の支給は、処遇改善臨時特例交付金の交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額を支給する。なお、毎月の手当支給額については、処遇改善臨時特例交付金の3分の2以上となるように設定する。

2 手当支給については、処遇改善臨時特例交付金の見込額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。その場合は、個別に本人に通知する。

第4条（月次の支給）

処遇改善臨時特例交付金の支給は、毎月の給与支給日に手当として支給する。

第5条（一時金の支給）

処遇改善臨時特例交付金の一部を、賞与もしくは一時金として支給する場合がある

第6条（在籍の限定）

処遇改善臨時特例交付金の支給は、給与もしくは賞与支給日に在籍している者を対象とする。

第7条（特記事項）

この規程は、処遇改善臨時特例交付金が終了する令和4年9月末に廃止するものとするが、令和4年10月以降は新設される処遇改善換算に基づき規定を作成し、毎月の給与に新たな手当として、もしくは支給している手当に増額して支給する。

附則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。